

下水道接続支援 キャンペーン中

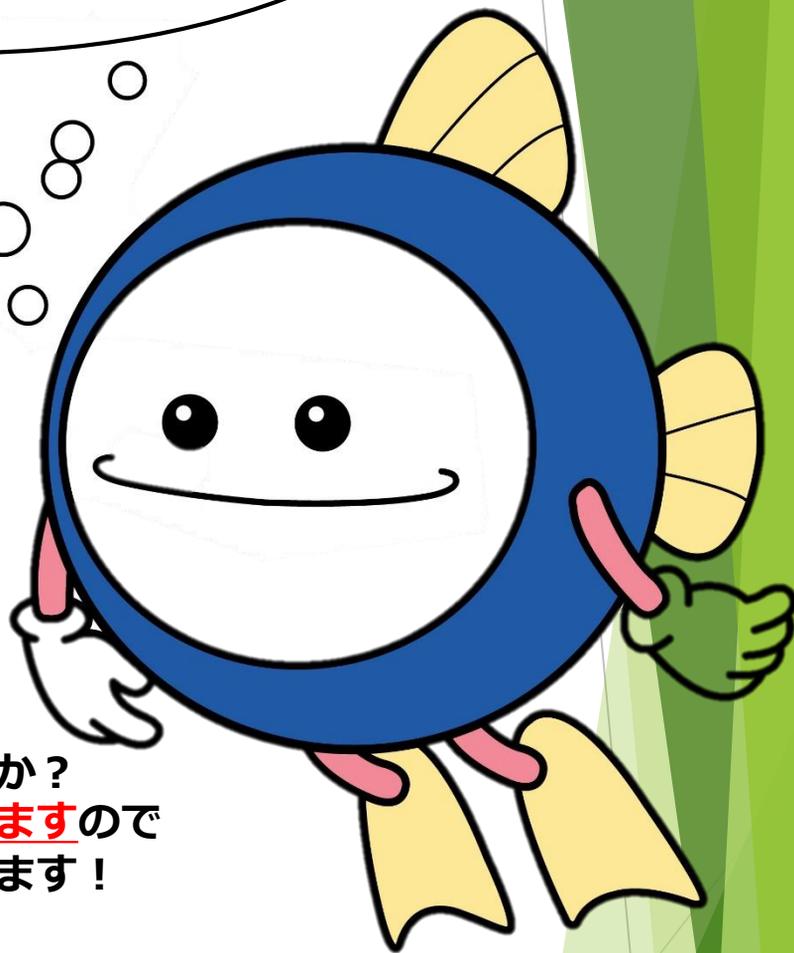
工事補助額

最大35万円*

対象者

くみ取り式便所又は
浄化槽を廃止して
下水道へ接続する方*

下水道への接続はお済みですか？
今だけ補助金額を拡充していますので
お得に下水道接続工事ができます！



詳しくはQRコード*又は裏面をご覧ください。



<問合せ先>
鹿嶋市 都市整備部 下水道課
TEL:0299-82-2911
(内線441~443)

*条件があります。詳細は裏面、またはお問い合わせください。

*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

対象者

下水道供用開始区域内※¹において、既設のくみ取り便所又は浄化槽を廃止して下水道に接続する**個人（新築除く※²）**の方で、下記の条件を全て満たす方。

- ①鹿嶋市下水処理区域内の建物の所有者、又は占有者
- ②下水道事業受益者負担金及び市税を滞納している方を世帯に含めない
- ③当年度中に市の工事完了検査に合格し、令和7年3月14日までに実績報告書を提出

※¹下水道に接続可能な地域をいいます。詳細はお問合せください。

※²浄化槽撤去が伴う同一敷地内の新築（リフォーム）は対象になります。

補助金額

供用開始から 3年以内 の区域	以下の条件を全て満たす方 ①霞ヶ浦流域※ ³ に放流している ②対象者と同一世帯で18歳未満または65歳以上の方がいること※ ⁴ ③市県民税の課税対象所得※ ⁵ の世帯合計が348万円以下であること	最大35万円 ただし、工事金額が35万円に満たない場合は工事金額。
	上記に該当しない方	一律5万円
供用開始から 3年を超えた 区域 ※浄化槽を使用していた、又は土地や建築物等の状況で工事が困難だった等の理由があった方	以下の条件を全て満たす方 ①霞ヶ浦流域※ ³ に放流している ②対象者と同一世帯で18歳未満または65歳以上の方がいること※ ⁴ ③市県民税の課税対象所得※ ⁵ の世帯合計が348万円以下であること	最大35万円 ただし、工事金額が35万円に満たない場合は工事金額。
	上記に該当しない方	補助なし

※³霞ヶ浦流域に放流している地域は以下の行政区域となります。詳細はお問合せください。

- ・鹿島地区の全域
- ・三笠地区（三笠山西・三笠山東・下津ヶ丘・東山）の一部
- ・高松地区（木滝・粟生店・国末・長栖・谷原・下塙・佐田）の一部
- ・鉢形地区（鉢形北・鉢形・平井丘）の一部

※⁴令和6年4月1日時点で満18歳未満、または令和7年3月31日時点で満65歳以上の方がいる世帯。

※⁵総所得金額から各種控除金額を差し引いた課税標準額をいいます。手取りの収入ではありません。

手続きの流れ

鹿嶋市排水設備指定工事店に見積りを依頼します

金額と内容を確認し、工事を依頼します

工事終了後、指定工事店に工事代金を支払います

提出書類が揃い次第、補助金をお支払いします

★鹿嶋市排水設備指定工事店は、下記QRコード※からご確認ください。



★不要となった浄化槽は、散水用の雨水を溜める施設に転用することができます。補助額：工事代金の3分の2で最大10万円。下記QRコード※からご確認ください。



※各資料は下水道課窓口でも配布いたしますので、必要な方は窓口までお越しください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。